

●香川県公告第五百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十三年香川県公告第三百八十一号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
パルティ・フジ十川ショッピングセンター
高松市十川西町字露尾六五五番地一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
 - 1 駐車場内外における安全対策上、来店車両の誘導を適切に行うこと。
 - 2 店舗周辺における児童の通学の安全を確保するため、高松市立十河小学校が指定する通学路でもある県道塩江屋島西線沿いの駐車場出入口B近辺に、小学校開業日の午後二時から午後五時まで間、交通整理員を配置すること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課
高松市役所産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十三年十一月九日（金曜日）から同年十二月七日（金曜日）まで